

事例コード | 201402

2014 年（平成 26 年） 8 月 19 日からの豪雨災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

① 豪雨の発生状況

平成26年7月31日から8月11日にかけて、台風第12号及び台風第11号が相次いで日本列島に接近したこと、また8月上旬から26日にかけて、前線が日本付近に停滞し、日本付近への暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続したことにより、全国で大雨の降りやすい天候が続き、多くの地域で記録的な大雨が発生した。

広島市では、バックビルディング現象（次々と発生した積乱雲が一系列に並び集中的に雨が降り続く現象）によるものと推測される局所的な集中豪雨が8月20日未明から続き、安佐北区では1時間の雨量が最大121mm、24時間累積で最大287mmと観測史上最大となり、安佐南区においても1時間の雨量が最大87mm、24時間累積で最大247mmの雨量が観測された。

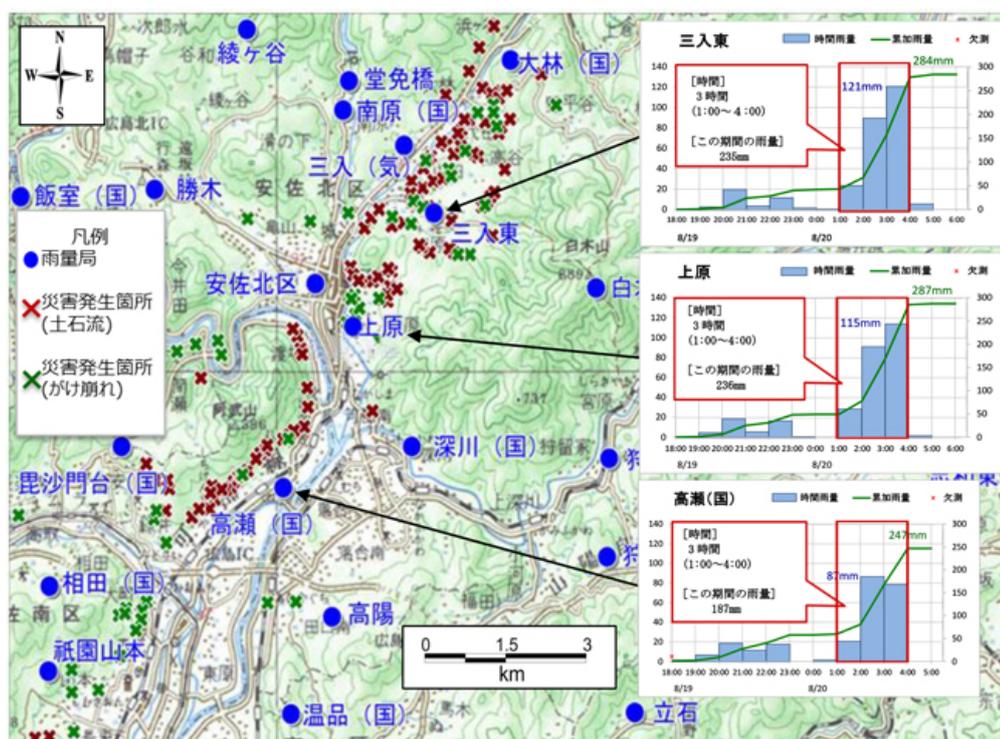


図 広島市における雨量観測局雨量データ

(出典) 広島市ウェブサイト「平成26年8月20日豪雨災害の概要」

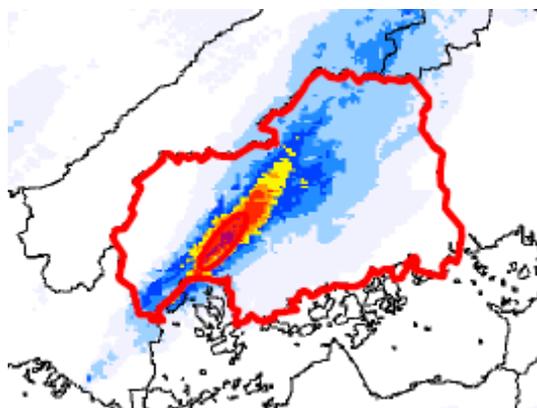


図 広島市における解析雨量画像 (8月20日午前3時)

(出典) 内閣府 (防災担当) 「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」 (平成26年12月)

②避難状況

広島市安佐南区、安佐北区に発令された避難勧告により、最大で68,813世帯、約16万4千人が対象となった。

表 避難勧告等の発令地域（平成26年8月20日～24日）

区	地域	対象世帯数 (世帯)	対象人数 (人)	
安佐南区	避難勧告	八木、梅林、緑井、山本、長東西、伴、伴東	23,782	58,228
	避難指示	八木三丁目、八木四丁目、八木町渡場、緑井七丁目の各一部	467	1,153
安佐北区	避難勧告	可部南、可部、三入、三入東、大林、口田東、口田、落合、深川、亀崎、真亀、倉掛、落合東、井原・志屋、亀山、亀山南	45,031	105,880
	避難指示	可部東二丁目、可部東六丁目、可部町桐原、三入四丁目	1,408	3,474
計	避難勧告		68,813	164,108
	避難指示		1,875	4,627

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

③被害状況

広島市内で土石流107箇所、がけ崩れ59箇所の計166箇所で土砂災害が発生し、死者77名(うち関連死3名)、負傷者68名の人的被害をもたらした。

建物(住家)被害は、全壊棟数は179棟、半壊棟数は217棟を含む合計4,749棟で、特に集中的に被害を受けた安佐南区山本地区から安佐北区大林地区に至る帯状の地域では、鉄道やライフラインに甚大な被害が発生した。被害額では、一般資産等・公共土木施設・公益事業等で総額415億円、林野関連で68.5億円に上る。

表 8月19日からの大雨等による広島県における被害状況(平成29年3月現在)

区分	細分	被害額	
人的被害(人)	死者	77	
	負傷者	68	
住家被害(棟)	全壊	179	
	半壊	217	
	一部破壊	189	
	床上浸水	1,084	
	床下浸水	3,080	
避難勧告・避難指示 (世帯・人)	避難勧告	68,813	
	避難指示	1,875	
	避難人数(最大)	2,354	
土砂災害(箇所)	土石流	107	
	がけ崩れ	59	
公共土木施設(件)	道路・橋梁	667	
	河川堤防	412	
ライフライン被害 (戸数・被害箇所)	電気(停電・ピーク時戸数)	7,100	
	水道(断水・ピーク時戸数)	2,662	
	下水道(被害箇所)	48	
林野関係被害 (箇所・ha)	林地荒廃(箇所)	105	6,593百万円
	治山施設(箇所)	1	50百万円
	林道施設(箇所)	50	189百万円
	森林被害(ha)	45	18百万円
	合計	156	68.5億円

(出典) 国土交通省「平成26年8月豪雨による広島県で発生した土砂災害への対応状況」(平成26年10月31日時点)、広島市ウェブサイト「平成26年8月20日豪雨災害の概要」(平成27年3月)、広島市「平成28年6月22日 災害関連死の認定について」(平成28年6月)、国土交通省「平成26年の水害被害額(確報)を公表」(平成28年3月)、林野庁「平成26年 広島県豪雨災害による林野関係被害(確定報)」(平成27年3月)等より作成



図 広島市における土砂災害の状況

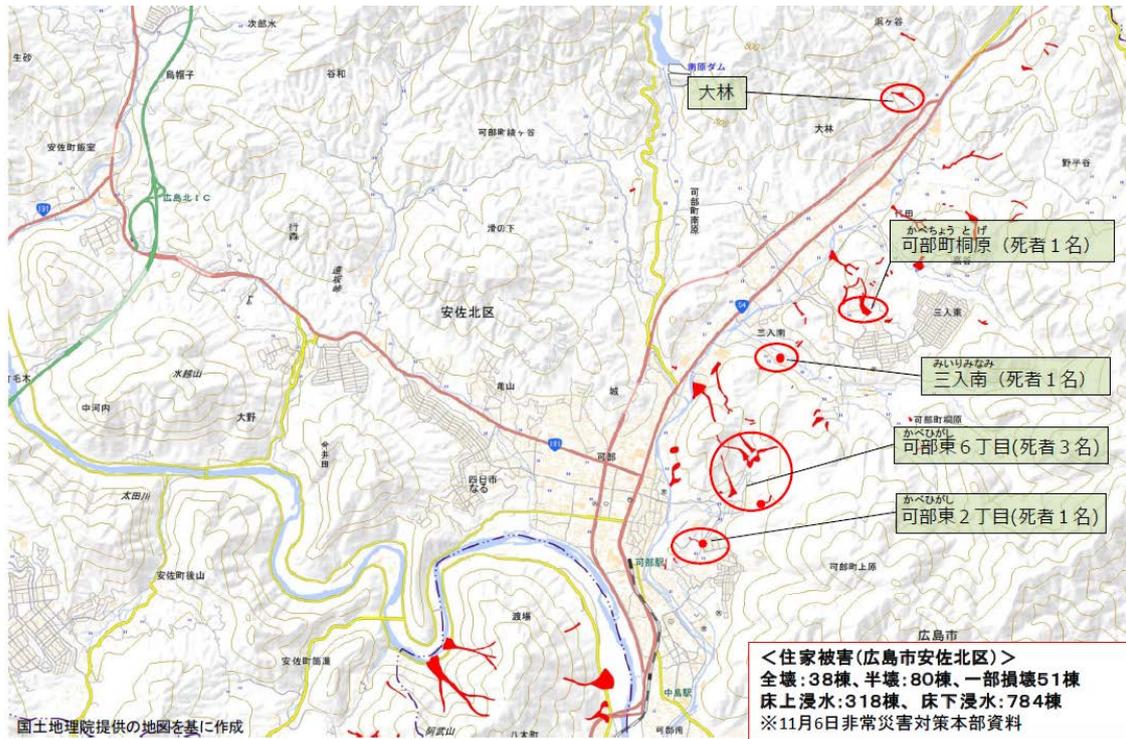
(出典) 気象庁「災害時気象速報 平成26年8月豪雨」(平成26年11月17日)

④主な災害箇所(広島市)

- ・ 主な災害箇所は、安佐南区の八木・緑井地区、山本地区、安佐北区の可部東地区、三入南・桐原地区、大林地区の5地区である。



図 被災箇所(広島市安佐南区)



（出典）内閣府（防災担当）「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」（平成26年12月）

（2）災害後の主な経過

8月20日未明の豪雨により、土砂災害の発生を受け、広島市に災害対策本部が設置された。その後広島市安佐北区・安佐南区の一部で避難勧告が出されたことを受け、自衛隊に災害派遣要請、広域緊急援助隊の派遣指示がなされた。また、広島県は、広島市に対する災害救助法の適用を決定した。

一方、国は同日被災者生活再建支援法の適用を決定し、政府現地対策本部を設置した。なお、本災害は激甚災害として指定された。

表 災害後の主な経過（広島市・広島県・政府の取組状況）

年	月日	広島市・広島県の対応	政府の対応
平成 26年	8月20日	3:00～3:30 土砂災害が発生	
		3:30 広島市災害対策本部設置	
		4:15 安佐北区の一部に避難勧告	
		4:30 安佐南区の一部に避難勧告	
		6:30 広島県知事から自衛隊に災害派遣要請	
		6:40 警察が広域緊急援助隊派遣指示 広島県が広島市に災害救助法適用	13:40 政府現地対策室設置 被災者生活再建支援法適用
	8月21日	罹災証明書交付開始	
	8月22日		非常災害対策本部設置 政府現地対策本部設置
	8月31日	安佐北区全域、安佐南区山本・長東西の避難勧告解除	
	9月2日	安佐南区八木・緑井地区について一部を除き避難勧告解除	
	9月5日		激甚災害指定（閣議決定）
	9月11日	自衛隊災害派遣終了	

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」（平成26年12月）

2. 災害復興施策事例の索引表

201402	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備					●————→【20140201, p183】 (広島市)		
施策2：復興計画の作成					●————→【20140202, p186】 (広島市)		
施策3：広報・相談対応の実施					●————→【20140203, p191】 (広島市)		
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建					●————→【20140204, p192】 (広島市)		
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧					●————→【20140205, p192】 (広島市)		
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興					●————→【20140206, p193】 (広島市)		
施策4：文化の再生					●————→【20140207, p194】 (広島市)		
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【20140201】復旧・復興体制の構築（広島市）

①計画検討体制

- 平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害で被災した地区について、まちの将来像を踏まえた「復興まちづくりビジョン（以下、「復興ビジョン」と表記）」を策定し、復興ビジョンに基づき、安全・安心なまちづくりを推進していくことを目的として、「豪雨災害復興まちづくり本部（以下、「復興まちづくり本部」と表記）」が設置された（平成 26 年 10 月 7 日）。
- 復興まちづくり本部は、市長を本部長、副市長を副本部長として、関連する 6 局長（都市整備局長、都市整備局指導担当局長、道路交通局長、下水道局長、消防局長、水道局長）および 2 区長（安佐南区長、安佐北区長）の本部員 10 名と、事務局（都市整備調整課、復興まちづくり担当）で構成された。

表 復興まちづくり本部構成員

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	都市整備局長 都市整備局指導担当局長 道路交通局長 下水道局長 安佐南区長 安佐北区長 消防局長 水道局長
事務局	都市整備局都市整備調整課(復興まちづくり担当)

(出典) 広島市「平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部設置要綱」(平成 26 年 10 月)

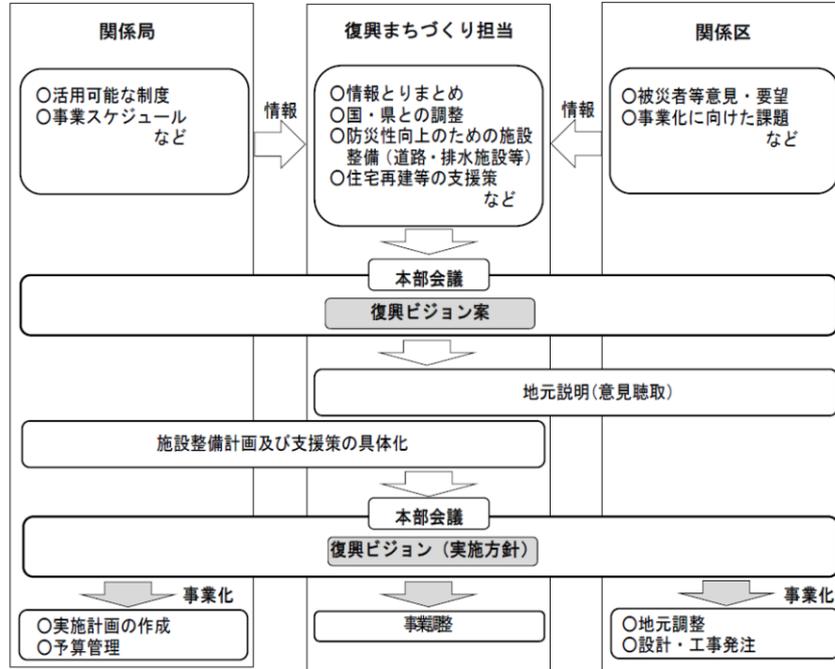


図 復興まちづくり本部の連携体制

(出典) 広島市復興まちづくり本部第 1 回会議資料 (平成 26 年 10 月)

(目的)

第1条 平成26年8月20日の豪雨災害で被災した地区(以下、「被災地区」という。)について、まちの将来像を踏まえた復興まちづくりビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、ビジョンに基づき安全・安心なまちづくりを推進していくことを目的として、「平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ビジョンの策定及び推進に関すること。
- (2) 被災地区の防災性向上のための道路等施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 被災地区の住宅再建等に向けた支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員により組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部会議を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、荒本副市長、西藤副市長の順序により、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に掲げる者以外の者を本部会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討会議)

第6条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、関係課長等による検討会議を開催する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、都市整備局都市整備調整課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

図 復興まちづくり本部設置要綱

(出典) 広島市「平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部設置要綱」(平成26年10月)

②事業推進体制

- ・ 復興まちづくり事業の推進体制として、都市整備局内の都市整備調整課に復興まちづくり担当を設置（平成 27 年 4 月に復興まちづくり係に改編）し、あわせて、都市整備局内に復興工事事務所が設置された（平成 28 年 4 月に部相当に組織改編）。
- ・ 役割分担として、都市整備調整課復興まちづくり担当が復興まちづくりに係る総合調整を行い、各地区の復興事業については、復興工事事務所及び各区役所が分担した。
- ・ また、国の直轄砂防事業に係る地域住民との調整支援や、土砂災害警戒区域等の指定・指定後の周知等に係る調整、急傾斜地崩落防止対策事業の推進は下水道局が行った。

表 復興まちづくり事業の推進体制

部署		内容
都市整備局	都市整備調整課復興まちづくり係 復興工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりに係る総合調整に関する事。 ・八木・緑井地区及び可部東地区における都市計画道路（長束八木線、川の内線、可部大毛寺線及び高陽可部線に限る。）の事業計画及び建設に関する事。 ・八木・緑井地区並びに可部東地区、三入南・桐原地区及び大林地区における道路等の新設工事及び改良工事（復興まちづくりに係るものに限る。）に関する事。 ・八木・緑井地区並びに可部東地区、三入南・桐原地区及び大林地区における河川の改良工事（復興まちづくりに係るものに限る。）に関する事。 ・復興工事事務所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産の取得及びこれに伴う補償に関する事。 ・復興工事事務所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産の登記に関する事。 ・復興工事事務所の所掌に属する事業用代替地の取得、管理及び処分に関する事。 ・復興工事事務所の庶務に関する事。
安佐南区役所	地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・山本地区における道路等の新設工事及び改良工事に関する事。 ・山本地区における河川の改良工事に関する事。
下水道局	河川課 砂防事業推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の防災及び急傾斜地の崩壊防止に関する事。 ・土砂災害防止対策に関する調査、企画及び総合調整に関する事。 ・土砂災害防止対策の推進に関する事。

（出典）広島市「広島市事務組織規則」を元に作成

【20140202】 復旧・復興計画の策定（広島市）

①検討の経緯と計画の構成

○検討の経緯

- ・ 災害発生後の10月以降、2ヶ月に1回の頻度で本部会議を開催し、復興ビジョンの検討を行った。
- ・ 並行して、復興ビジョン案に関する地元説明（意見聴取）を、面談形式で実施し、住民意見を復興ビジョンに反映した（住民合意形成の詳細については、「③住民合意形成の概要およびポイント」を参照）。
- ・ これらを踏まえ、平成27年3月25日に開催した第4回本部会議において、復興ビジョンを策定・公表した。

表 復興まちづくりビジョン策定の経緯

日時	経緯
平成26年8月20日	豪雨災害発生
平成26年8月26日	国、県及び市による応急復旧連絡会議設置
平成26年9月5日	国、県及び市で応急復旧計画を公表
平成26年9月7日～12日	応急復旧計画等の地域説明会開催
平成26年9月19日	国及び県が砂防堰堤等の緊急事業の実施を決定
平成26年10月7日	平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部設置
平成26年10月10日	第1回本部会議 (復興まちづくりビジョンの策定決定)
平成26年12月2日	第2回本部会議、復興ビジョン案(第1版)公表
平成26年12月5日 ～平成27年1月25日	地元説明会の開催
平成27年2月6日	第3回本部会議、復興ビジョン案(第2版)公表
平成27年2月15日～3月9日	地元説明の実施
平成27年3月25日	第4回本部会議、復興ビジョン案(第3版)取りまとめ → 復興ビジョン策定・公表

(出典) 広島市ホームページ「8.20 土砂災害の応急復旧に関する計画及び進捗状況について」及び「『復興まちづくりビジョン』の取組について」「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

○計画の位置づけ

- ・ 復興ビジョンは、市の総合計画である基本構想や基本計画の下位計画として位置づけられるとともに、都市計画マスタープラン、地域防災計画などに即するものとして位置づけられている。



図 復興まちづくりビジョンの位置づけ

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

○計画の体系・特徴

- ・ 復興ビジョンでは、災害に強い安全なまちを実現するための基本的な施策として、国・県による①砂防堰堤等の整備、市による②避難路の整備、③雨水排水施設等の整備、④住宅再建の支援の4つの施策を掲げており、これらの施策を踏まえ、地区別の復興まちづくりの方向性を示すとともに、復興まちづくり期間内に取り組む施設整備等が示されている。
- ・ 復興ビジョンは、復興まちづくりに関する実施方針を示すものであり、施設整備に加え被災者の住宅再建の支援に関する施策等、ソフトの取組も含めて位置づけている点が特徴である。

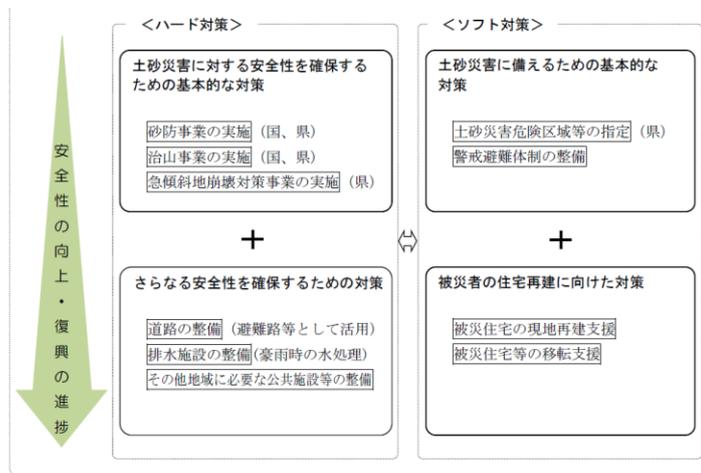


図 復興まちづくりビジョンのイメージ

(出典) 広島市復興まちづくり本部第1回会議資料(平成26年10月)

<p>1 平成26年8月20日豪雨災害の概要</p> <p>(1) 地形・地質 ----- 1</p> <p>(2) 豪雨 ----- 2</p> <p>(3) 被災状況 ----- 4</p> <p> ア 人的被害</p> <p> イ 物的被害</p> <p> ウ ライフライン被害</p> <p>(4) 避難勧告等の状況 ----- 5</p> <p>2 復興まちづくりビジョンの基本事項</p> <p>(1) 目的 ----- 6</p> <p>(2) 対象範囲 ----- 6</p> <p> ア 対象とする地区</p> <p> イ 対象とする施策</p> <p>(3) 期間 ----- 7</p> <p>(4) 位置付け ----- 7</p> <p>3 復興まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 基本的考え方 ----- 8</p> <p>(2) 基本ツール ----- 8</p> <p> ア 砂防堰堤等の整備</p> <p> イ 避難路の整備</p> <p> ウ 雨水排水施設等の整備</p> <p> エ 住宅再建の支援</p> <p>(3) 復興まちづくりのイメージ ----- 8</p> <p>4 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の確立</p> <p>(1) 区域指定の考え方 ----- 9</p> <p>(2) 今後の区域指定の方針 ----- 10</p> <p>(3) 指定区域の公表 ----- 10</p> <p>(4) 警戒避難体制の確立 ----- 10</p>	<p>5 地区別の方向性</p> <p>(1) 安佐南区八木・緑井地区 ----- 13</p> <p>(2) 安佐南区山本地区 ----- 18</p> <p>(3) 安佐北区可部東地区 ----- 22</p> <p>(4) 安佐北区三入南・桐原地区 ----- 26</p> <p>(5) 安佐北区大林地区 ----- 30</p> <p>6 住宅再建等への支援</p> <p>(1) 住宅被害の概要 ----- 34</p> <p>(2) 住宅再建への支援 ----- 34</p> <p>(3) 住宅再建支援の枠組み ----- 34</p> <p>(4) 地元施設への支援 ----- 36</p> <p>7 協働のまちづくり</p> <p>(1) 継続的な地域の防災力向上 ----- 37</p> <p>(2) 防災・減災まちづくりの推進 ----- 39</p> <p>(3) 実施体制 ----- 41</p> <p>8 今後の防災・減災まちづくりの展開</p> <p>(1) 災害の教訓等を生かした防災・減災まちづくり ----- 42</p> <p>(2) 防災・減災を支える施設整備等の促進 ----- 43</p> <p>(3) 危機管理に係る組織体制の整備 ----- 43</p>
--	--

図 復興まちづくりビジョンの構成

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

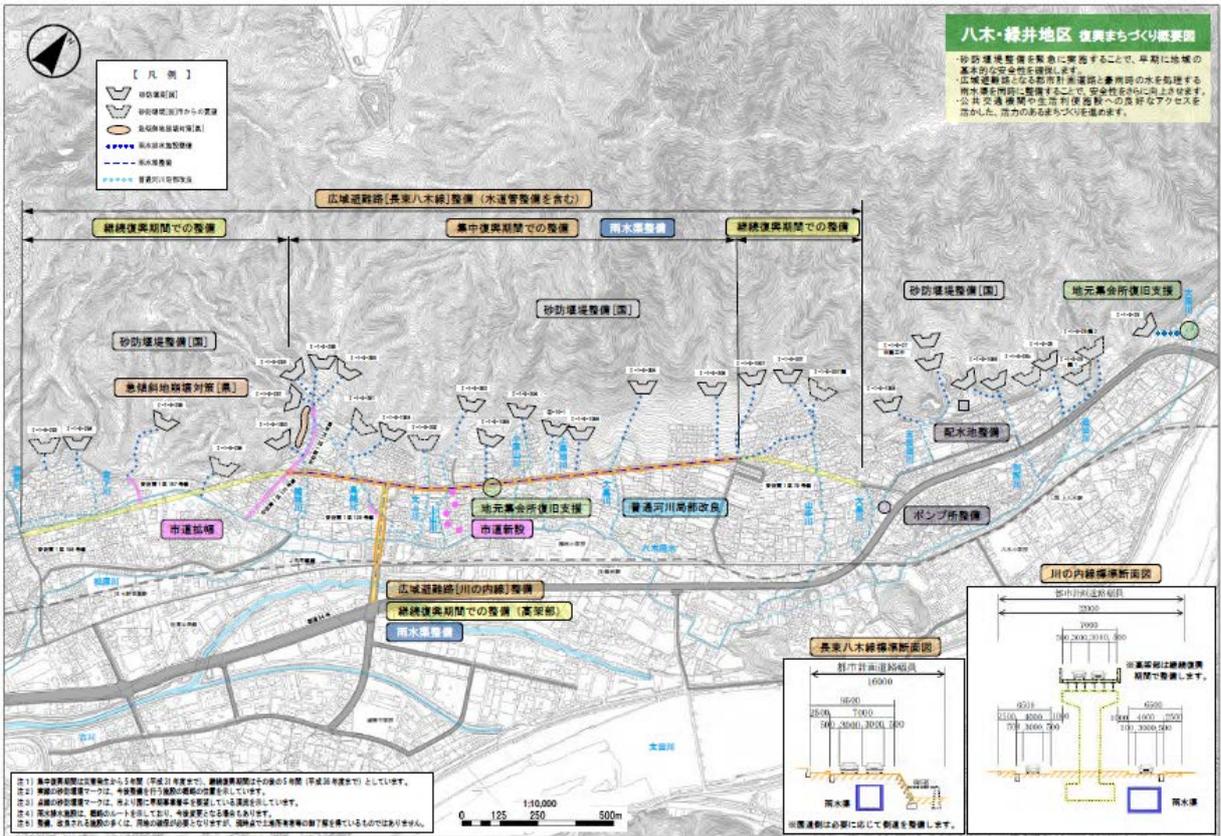


図 地区別のまちづくりの方向性の例：地区別復興まちづくり概要図（八木・緑井地区）

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成 27 年 3 月)

○計画の対象地区

- 対象地区は、家屋等が広範囲にわたって被害を受けた安佐南区の八木・緑井地区、山本地区、安佐北区の可部東地区、三入南・桐原地区、大林地区の 5 地区とした。



図 復興まちづくりビジョンの対象地区

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成 27 年 3 月)

○計画期間

- ・ 復興ビジョンの期間は、災害発生から概ね 10 年間（平成 36 年度まで）と設定された。このうち、前期 5 年間（平成 27～31 年度）を「集中復興期間」とし、被災家屋の再建を支援するとともに防災・減災のための骨格となる基盤施設の緊急整備を進める期間とし、後期 5 年間（平成 32～36 年度）を「継続復興期間」として、引き続き施設整備等を進める期間とした。

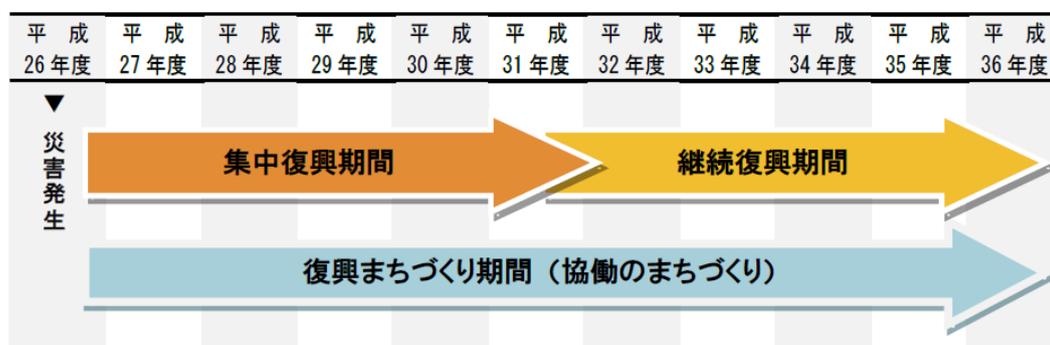


図 復興まちづくりビジョンの計画期間

（出典）広島市「復興まちづくりビジョン」（平成 27 年 3 月）

②検討体制

○検討体制

- ・ 「【20140201】復旧・復興体制の構築（広島市）」を参照。

○関係部局区との調整・とりまとめ

- ・ 復興ビジョンの策定にあたっては、都市整備調整課が事務局として、関係部局・区との調整・取りまとめを行った。
- ・ 住民意向の把握は区が主導して実施し、都市整備調整課が取りまとめを行った。

③住民合意形成の概要およびポイント

○復興ビジョン案を更新する毎に住民説明会を開催

- ・ 復興まちづくり本部会議に諮られた復興ビジョン案を更新する毎に、住民説明会を開催し、都度住民の合意形成を得ながら復興ビジョンの策定が進められた。

○復興ビジョン案（第 1 版）に関する意向把握

- ・ 自治会別に実施された国の実施事業の説明会に同行する形で、復興ビジョン案（第 1 版）について、平成 26 年 12 月 5 日～平成 27 年 1 月 25 日の間で地元説明会を行った。
- ・ 説明会は、安佐南区で 8 地区別に 6 会場で開催され、住民 660 名が参加し、安佐北区で 5 地区別に 5 会場で開催され、住民 310 名が参加し、あわせて 970 名が参加した。

○復興ビジョン案（第 2 版）に関する意向把握

- ・ 復興ビジョン案（第 2 版）については、より身近に対話するため面談形式で、平成 27 年 2 月 15 日～平成 27 年 3 月 9 日の間で地元説明会を行った。
- ・ 説明会は、安佐南区では 2 会場で開催され住民 206 名が参加し、安佐北区では 2 会場で開催され住民 113 名が参加し、あわせて 319 名が参加した。
- ・ 具体の住民の意見の内容として、都市計画道路及び、市道の拡幅等、雨水排水、堰堤の整備、その他復旧等に関する意見が半数以上を占めた。また、避難体制や土砂災害警戒区域等に関するソフト対策の意見もみられた。

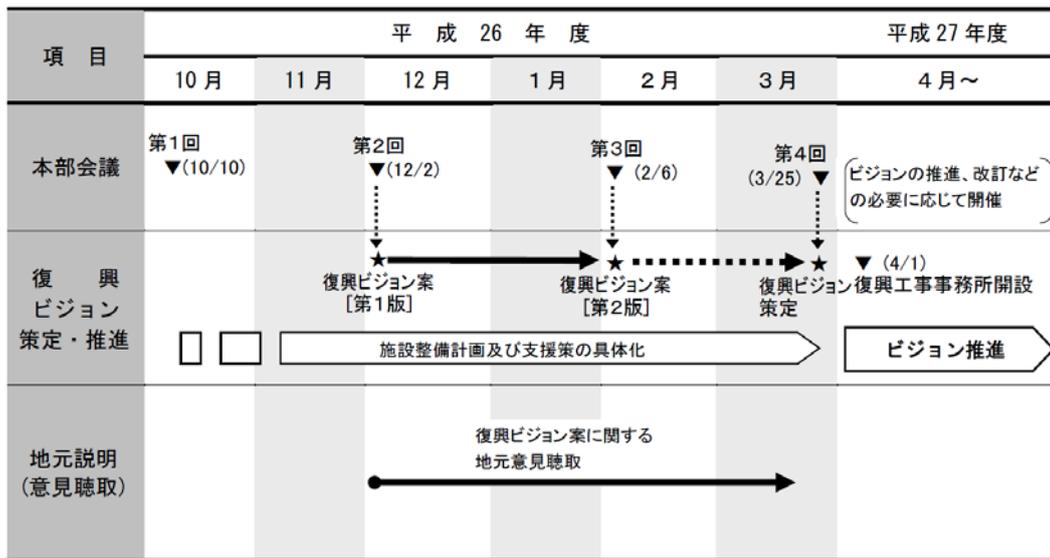


図 復興まちづくり本部会議開催スケジュールと住民合意形成の状況

(出典) 広島市ウェブサイト

【復興まちづくりビジョン案(第1版)に関する
地元説明会の開催状況】

ア 開催状況 (平成 26 年 12 月 5 日～平成 27 年 1 月 25 日)

(ア) 安佐南区

地区	自治会等	開催日	会場	出席者
緑井七丁目	八敷福祉会	12月5日(金)	八敷会館	100名
下細野	下細野自治会	12月6日(土)	下細野会館	15名
八木三丁目	上市の坪自治会	12月10日(水)	梅林小学校	230名
	八木ツインコーポ自治会			
	第一市の坪自治会			
	第二市の坪自治会			
	上築地町内会			
	八木住宅町内会			
八木四丁目	小原自治会	12月15日(月)	梅林小学校	130名
	小原山町内会			
	梅林台自治会			
	阿武の里自治会			
	八木ヶ丘町内会			
	室屋自治会			
緑井八丁目	緑井上組町内会	12月16日(火)	梅林小学校	90名
	別所第一区自治会			
別所	別所東自治会	12月18日(木)	八木小学校	26名
	別所第二自治会			
	細田自治会			
上細野	上細野自治会	1月10日(土)	下細野会館	29名
	畑組自治会			
山本	山下宮下自治会	1月10日(土)	丸子集会所	40名
	グロウヒルズ藍園山本自治会			
	山本西中組自治会			
合 計				660名

(イ) 安佐北区

地区	自治会等	開催日	会場	出席者
大林	大林学区内各自治会	1月14日(水)	大林集会所	40名
可部	可部学区内各自治会	1月17日(土)	安佐北区総合福祉センター	110名
三入	三入学区内各自治会	1月22日(木)	三入公民館	50名
三入東	三入東学区内各自治会	1月25日(日)	桐蔭台コミュニティセンター	40名
可部南	可部南学区内各自治会	1月25日(日)	可部福祉センター	70名
合 計				310名

【復興まちづくりビジョン案(第2版)に関する
地元説明会の開催状況】

ア 開催状況 (平成 27 年 2 月 15 日～平成 27 年 3 月 9 日)

(ア) 安佐南区

地区	開催日	開催時間	会場	出席者
山本	2月15日(日)～2月16日(月)	10時～17時	丸子集会所	26名
八木・緑井	3月5日(木)～3月9日(月)	10時～17時	佐東公民館	180名
合 計				206名

(イ) 安佐北区

地区	開催日	開催時間	会場	出席者
大林、三入南・桐原	2月20日(金)～2月23日(月)	10時～17時	三入公民館	78名
可部東	2月27日(金)～3月2日(月)	10時～17時	可部福祉センター	35名
合 計				113名



写真 資 8-1 地元説明の様子 (山本地区)
市職員が丸子集会所において面談方式により説明・意見聴取を行いました。



写真 資 8-2 地元説明の様子 (八木・緑井地区)
市職員が佐東公民館において面談方式により説明・意見聴取を行いました。

図 復興まちづくりビジョンに関する住民説明会開催状況

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成 27 年 3 月)

④住民主体のまちづくりの推進に向けた支援の取組

- ・ 市は、被災地の町内会等からの要請に応じて、コンサルタント派遣等を行うとともに、市職員もワークショップに参画して運営をサポートするなど、地域が主体となって取り組む復興まちづくりプランの作成を支援し、地域と一体となったまちづくりに取り組んでいる。
- ・ 安佐南区では、復興まちづくりプランの作成を予定している梅林学区社会福祉協議会からの要請を受け、市は平成 27 年 10 月から地元へコンサルタントを派遣し、復興まちづくり協議会の設立に向けた支援を行った。現在も引き続いてコンサルタント派遣等を行うなど、復興まちづくりプランの作成に向けた支援を行っている。
- ・ 安佐北区では、復興まちづくりプランの作成を予定している新建自治会からの要請を受け、市は平成 28 年 5 月から地元へコンサルタントを派遣し、復興まちづくりプランの作成に向けた支援を行い、平成 29 年 3 月に復興まちづくりプランが市へ提出された。

⑤実施上の課題

- 国・県との調整の必要性
- ・ 砂防堰堤、避難路、雨水排水施設等の整備などの取組について、実施主体が多岐にわたることから、国・県との実施内容の確認・調整が必要となった。

【20140203】生活再建に関する相談窓口の設置（広島市）

- 広島県災害復興支援士業連絡会との協定締結・被災者生活再建相談窓口の設置
- ・ 復興ビジョン策定（平成 27 年 3 月 25 日）後、都市整備局で生活再建に関する支援方策を検討するなかで、専門的な知見を必要とする相談内容が多くみられた。
- ・ このため、本市は、弁護士、税理士、司法書士等をはじめとした専門家連絡会である広島県災害復興支援士業連絡会と平成 27 年 7 月末に協定を締結し、公民館等に専門家を派遣し、個別に相談対応を行う被災者生活再建相談窓口を設置した。相談費用は無料で、派遣に伴う経費は市が負担している。
- ・ 被災者からの相談内容として、都市計画道路の整備に伴う移転補償金に対する課税に係る相談など、専門的な内容が多い。

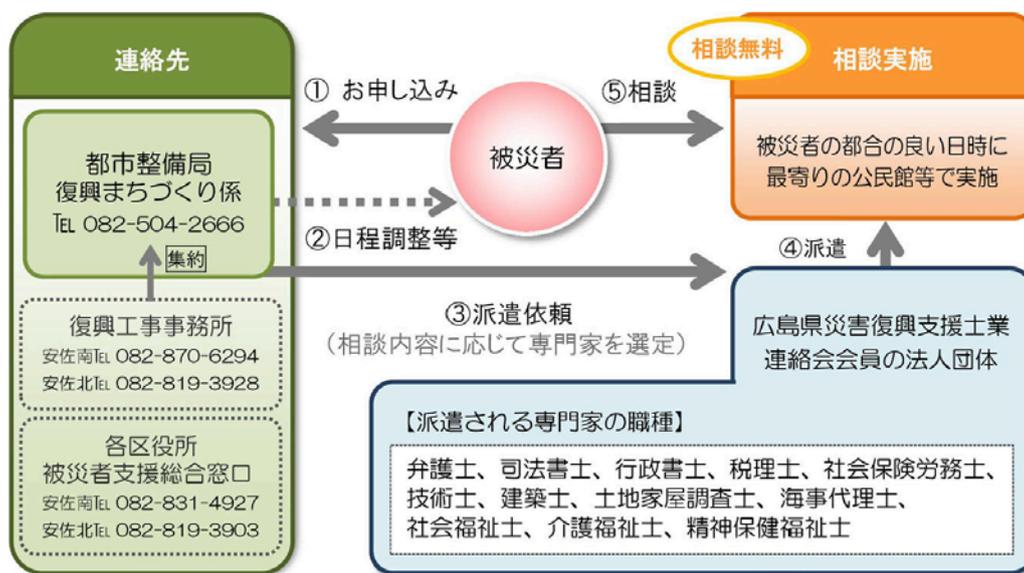


図 被災者生活相談窓口の概要

（出典）広島市ウェブサイト（平成 29 年 3 月 11 日現在）

【20140204】被災者住宅再建に係る支援（広島市）

○住宅再建支援に係る相談窓口：「住まいの確保コンシェルジュ」の設置

- 被災地の復旧・復興事業に際し、立ち退きの対象となっている被災者や被災した地域から移転して住宅の確保を検討している被災者に対し、銀行・不動産業に携わる専門家が個別相談を行うとともに、物件購入のための資金計画の助言や移転先となる物件情報の提供、契約締結に至るまでの一連の手続をサポートする「住まいの確保コンシェルジュ」を設置した。
- 窓口は、広島銀行緑井支店2階に設置され、広島銀行職員と宅地建物取引士が連携して対応している。

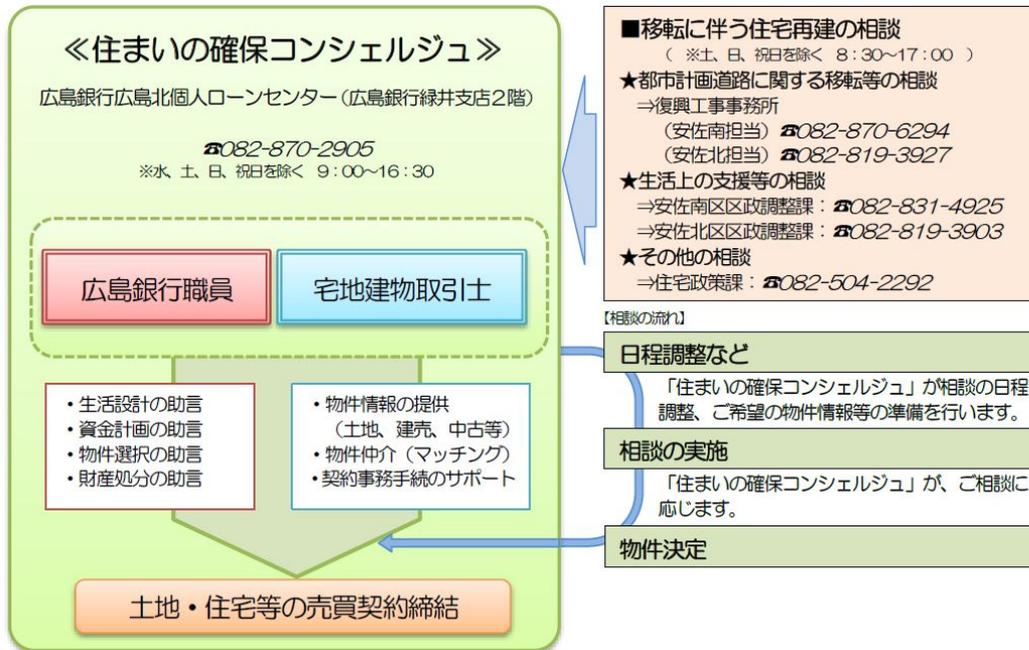


図 住まいの確保コンシェルジュの概要

（出典）広島市ウェブサイト（平成 29 年 3 月 11 日現在）

【20140205】砂防設備の復旧・整備に係る調整（広島市）

○県主催会議における事業進捗状況の共有

- 被災地域では、国・県による砂防・治山堰堤事業等が実施されたが、事業数・事業実施範囲が広範に及んだことから、県が国・県・市の連絡会議を主催し、事業の進捗状況を共有している。

○国・県による複数事業の進捗状況に関する市民への周知

- 市の役割として、事業の全体の進捗状況をつぶさに把握し、市民の安心感を醸成するためにも、市民に丁寧に周知することが極めて重要であったことから、復興工事事務所等を通じて市民への周知を図っている。

表 国・県による砂防堰堤整備等事業

施工者	名称	溪流数等	進捗状況
国	砂防堰堤整備（緊急事業）	28 溪流	23 溪流（24 基）整備完了。
	砂防堰堤整備（通常事業）	16 溪流	平成 27 年度に 3 溪流で完成、2 溪流で着工。その他 11 溪流は用地買収等の取組中。
県	砂防堰堤整備（緊急事業）	7 溪流	いずれも整備完了済。追加設置などの整備を今後 3 年程度で実施予定。
	急傾斜地崩壊対策（緊急事業）	4 箇所	
	砂防堰堤整備（通常事業）	6 溪流	順次着工予定。
	急傾斜地崩壊対策（通常事業）	2 箇所	

（出典）広島市ウェブサイト『復興まちづくりビジョン』の取組について」（平成 28 年 11 月末時点）より作成

【20140206】避難路の整備（広島市）

○避難路の整備

- ・ 復興ビジョンにおいて、基本施策として「避難路の整備」が位置づけられたことを踏まえ、災害発生以前から計画されていた都市計画道路等の延伸整備について、順次事業認可を取得し、整備を進めている。
- ・ 集中復興期間には、八木・緑井地区の長束八木線・川の内線（一部区間を除く）、可部東地区の可部大毛線・高陽可部線の整備に取り組むこととしている。

○対象地域住民との調整

- ・ 現地に設置した復興工事事務所を通じて、住民との調整を実施している。また、「復興工事事務所だより」等で事業の進捗状況を発信するなど、住民への周知を実施している。

表 集中復興期間に実施する避難路の整備状況

名称	延長等	整備状況
都市計画道路 長束八木線	延長 1,500m 幅員 16m	平成 27 年6月に事業認可取得。 用地買収の契約を順次締結し、用地確保箇所から工事実施。
都市計画道路 川の内線	延長 250m 幅員 16~22m	
都市計画道路 可部大毛寺線	延長 500m 幅員 12m	平成 27 年2月に事業認可取得。 用地買収の契約を順次締結し、用地確保箇所から工事実施。
都市計画道路 高陽可部線	延長 700m 幅員 16m	
市道延伸・拡幅等	18 路線	3 路線着工。

（出典）広島市ウェブサイト『「復興まちづくりビジョン」の取組について』（平成 28 年 11 月末時点）より作成

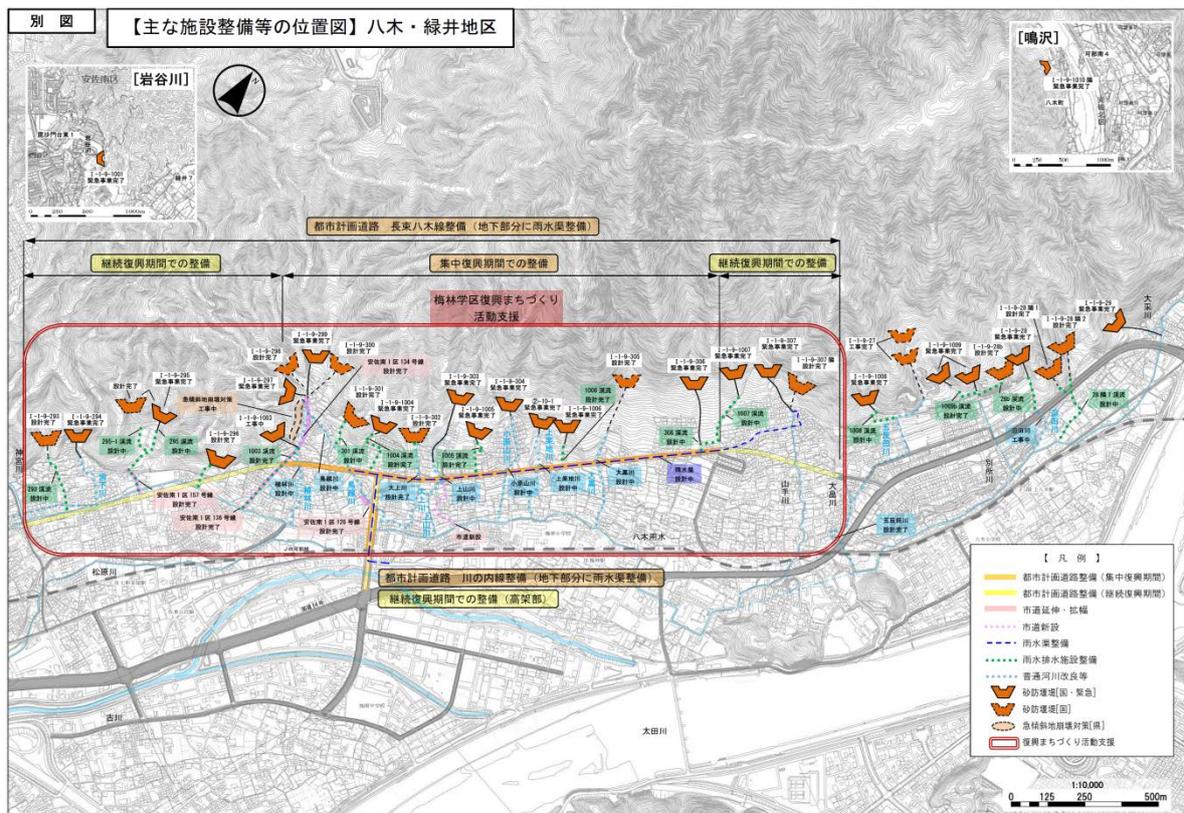


図 避難路の整備状況（長束八木線・川の内線）

（出典）広島市「主な施設整備等の位置図」（八木・緑井地区、平成 28 年 11 月末時点）

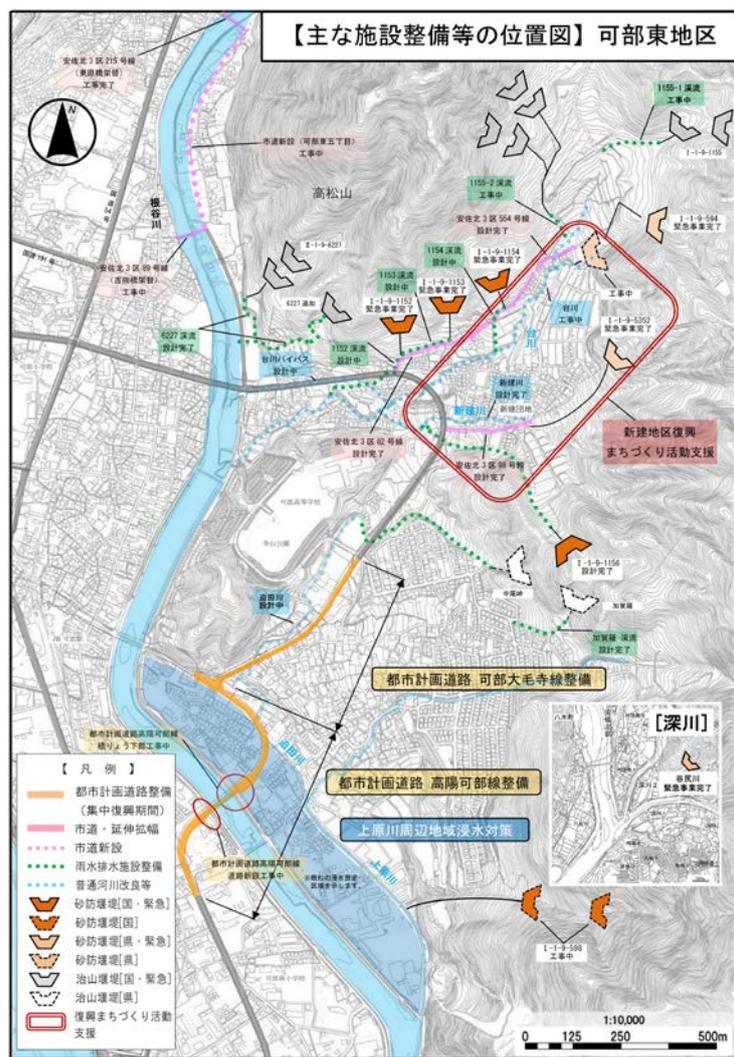


図 避難路の整備状況（可部大毛線・高陽可部線）

（出典）広島市「主な施設整備等の位置図」（可部東地区、平成 28 年 11 月末時点）

【20140207】雨水排水設備等の整備（広島市）

- ・ 砂防堰堤整備事業等、土砂をせき止めるための事業は国・県にて実施しているが、それに併せて堰堤に接続する雨水排水施設等は、市で整備を進めている。
- ・ 国・県と事業区域が重複・関連する箇所は、設計やスケジュール等の調整が必要となっている。また、八木・緑井地区における堰堤の排水対策は、都市計画道路の地下に設置される雨水渠が、複数の谷からの水量を受け止めることとなることから、排水量の把握や排水路の設計等を現場で調整等の工夫が必要となった。

表 集中復興期間に実施する雨水排水施設等の整備状況

区分	名称	延長等	整備状況
雨水排水施設等	雨水渠整備	延長 1,850m	詳細設計実施中。
	雨水排水施設整備	46 溪流	国・県の砂防堰堤等の進捗に合わせて整備実施し、32 溪流のうち 2 溪流で着工。
	普通河川改良等	21 河川	4 河川で着工。
	上原川周辺地域浸水対策	1 か所（2 河川）	詳細設計実施中。

（出典）広島市ウェブサイト『復興まちづくりビジョン』の取組について」（平成 28 年 11 月末時点）より作成